

第18回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和7年12月12日（金）15:00～17:00

場所：ビジョンセンター赤坂（永田町）801B

2. 議事

- ・開会
- ・挨拶（古川大臣政務官）
- ・公営競技事業者・ぱちんこ事業者におけるギャンブル等依存症対策の取組・検討状況について
- ・意見交換
- ・閉会

3. 出席委員

池田文隆委員、石元典子委員（リモート出席）、大嶋栄子委員、岡崎直人委員（リモート出席）、川津大輔委員、黒沢幸子委員（リモート出席）、佐藤しのぶ委員、辻本哲士委員、長谷川勢子委員（リモート出席）、浜田節子委員、星野謙委員、増田悦子委員（リモート出席）、松下幸生会長、山口英彰委員、ユウ委員（リモート出席）

出席した関係行政機関の職員その他の者（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議運営規則第2条第3項。以下「参考人」という）の氏名

小早川能成参考人（一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会 総務部長）

鈴木基義参考人（全国公営競馬主催者協議会 常任理事）

太田弘幸参考人（公益社団法人全国競輪施行者協議会 企画部長）

秋谷美隆参考人（全国小型自動車競走施行者協議会 事務局長）

4. 議事概要

○松下会長 ただ今から第18回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。また、オンラインでご出席いただいている委員の方もいらっしゃいます。

初めに、本日は、ギャンブル等依存症対策推進担当の大臣政務官である古川直季内閣府大臣政務官にご出席いただいておりますので、古川大臣政務官よりご挨拶をいただきます。

○古川大臣政務官 ギャンブル等依存症対策の推進を担当する内閣府大臣政務官の古川直季でございます。本日は、あくま大臣が公務の都合で出席できないため、大臣に代わって、開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変ご多用の中、第18回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公営競技のオンライン化の一層の進行や、違法オンラインカジノの蔓延など、ギャンブル等依存症を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中、委員の皆様方には、日頃からギャンブル等依存症対策に関し、ご意見を賜り、重ねて感謝を申し上げます。政府としては、引き続き、関係省庁が密に連携しながら、変更された基本計画に基づく取組を着実に実行してまいります。

また、本日は関係事業者の方々にご出席いただき、取組状況をご発表いただくこととなっておりますが、引き続き、主体的に依存症に対する取組を進めていただきたいと思います。

最後に、私も、ギャンブル等依存症対策の担当大臣政務官として、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、国民の健全な生活の確保等を実現するために、引き続き全力を尽くしていく所存です。

今後とも当事者の皆様方のご経験や、各分野の第一線でご活躍されている方々の専門的なご意見を政府の施策に活かしていくことが重要であると考えております。委員の皆様には、引き続きのご協力をお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○松下会長 ありがとうございました。古川大臣政務官は所用のためこれで退出をされます。それでは、再開させていただきます。まず、この会議の定足数ですが、推進本部令第3条第1項で過半数となっており、本日の出席者は15名ですので、過半数を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。オンラインでのご出席は、石元委員、岡崎委員、黒沢委員、長谷川委員、増田委員、ユウ委員となっております。

議事に入る前に、委員や事務局以外の会議出席については、当会議の運営規則第2条第3項に「会長は、必要があると認めるときは関係行政機関の職員その他の出席を求めることができる。」とありますところ、この規定により私から、公営競技におけるポイント制度の適正化に関する部会事務局を務める、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の小早川総務部長、全国

公営競馬主催者協議会の鈴木常任理事、公益社団法人全国競輪施行者協議会の太田企画部長、全国小型自動車競走施行者協議会の秋谷事務局長、以上4名の出席を求める。

次に本日の議事についてです。まず事業者を代表する委員及び参考人から、各公営競技事業者、ぱちんこ事業者におけるギャンブル等依存症対策の取組・検討状況についてご説明いただきます。その後、意見交換として各委員から自由にご発言いただきたいと思います。本日の議事は以上です。

それでは、早速議事を進めてまいります。最初の議題は、公営競技事業者及びぱちんこ事業者におけるギャンブル等依存症対策の取組・検討状況についてです。前回10月の会議において大嶋委員から、ぱちんこのアクセス制限制度の周知が足りていないのではないかとのご指摘があり、また、イワミ委員からは、各公営競技事業者によるインターネット投票データの分析・活用についてご質問がありました。本日は各事業者から、これらを含めた取組・検討状況を聴取したいと思います。それでは、まず、私も含め委員変更がございましたので、事務局から本年3月に閣議決定された新しい基本計画において、どのような政府としての取組の方針が示されているのかについて簡単にご説明をお願いいたします。

○岸本参事官 関係者会議でのご意見等を踏まえ、本年3月に変更の閣議決定をした基本計画において、政府の方針として次のとおり閣議決定したところです。

まず、アクセス制限制度については、各事業者に申請のオンライン化など、利便性の向上や周知の強化を進めていただくこととしております。

次に、ギャンブルのオンライン化の弊害が医療、相談現場から指摘され、公営競技のインターネット投票の廃止の要望があったところです。一方で、滋賀県のモーターボートでの試行的取組のように、オンラインの利点を依存症対策に活かすべきとのご意見もあり、まずは事業者に投票データを分析し、依存症対策に活用することを検討していただくこととしております。

続いて、クレジットカード等後払い決済について、そもそも与信でギャンブルをやることの是非について多方面からご意見をいただき、事業者に廃止等見直しの検討を行っていただくこととしております。

最後に、本年3月の幹事会で官房副長官より以上の点に加えまして、ポイント制度の適正化についても事業者に検討を求めているところです。以上です。

○松下会長 ありがとうございました。それでは、公営競技におけるポイント制度の見直しについて、小早川参考人からご説明をお願いいたします。

○小早川参考人 一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の小早川と申します。それでは、ポイント制度の見直しにつきまして説明をさせていただきます。資料「公営競技におけるポイント制度の見直しについて」を1枚おめくりいただければと思います。この資料の作りにつ

きましては、背景、公連協の対応、部会における検討の内容ということで、3つにまとめております。

まず、経緯の部分でございますけれども、皆様ご承知のとおり、今年に入り、新聞、報道、また国会において、各公営競技が行っているポイントサービスについて過度なポイント付与が依存症を誘発する可能性があるとの指摘を受けまして、各監督官庁から公連協に対して、ポイント制度について検討するように要請があつたものです。

公連協といたしましては、まず4月に、各公営競技において実施しているポイントサービスのうち、100%相当のポイント還元とお友達紹介ポイントサービスについては、廃止または停止を行つたところです。

続きまして、5月でございますけれども、公連協及び各公営競技において、依存症に対する広告宣伝指針を策定しております、この中の留意事項として過度に射幸心を煽る内容としない旨を追記したところです。同様に各公営競技でも同じような改定をしております。

これらの依存症対策を実施した上で、6月から有識者で構成する「ポイント制度の適正化に関する部会」を立ち上げまして、6回にわたり議論しました。この有識者の中には、関係者会議の委員もあります、池田委員、また浜田委員にもご参加いただき、様々な議論をいただいたところです。

まず1番目、遅増性、いわゆるランク制度につきましては、ギャンブル等依存症を助長する可能性を否定できないため、実施しないことが妥当という結果となりました。2番目、友達紹介ポイントにつきましても、ギャンブル等依存症を助長する可能性を否定できないため、実施しないことが妥当という結論となりました。3番目、適正な還元率については、還元率は抑制的でなければならないということで、通常時につきましては1%程度、また、特別なレース、グレードレースなど短期間のキャンペーンにおいては、5%を上限とすることで結論がまとまったところです。4番目、適正なキャンペーンのあり方につきましては、抽選型のキャンペーンについてはギャンブル等依存症を助長する可能性を否定できないため、実施しないことが妥当という判断のもと、一定の上限を求めるこによって、以下に記載するサービスについては実施可能という結論になりました。1点目といたしましては新入会会員向けのポイントサービス、2点目といたしましては来場者へのポイント付与、こちらについてはある程度の上限の設定を設けて、実施することは可能という結論となりました。続きまして5番目、その他ですが、これ以外におきましても、ポイント制度を利用したギャンブル等依存症の啓発活動の実施についても検討すべきという意見、また、ポイントを付与するタイミングについても即時ではなく一定の期間を置くことで、冷却期間を設け、依存症への影響が少なくなるという意見もございました。

このような意見を取りまとめまして、我々公連協といたしまして今後の予定ですけれども、この部会の検討結果を踏まえて、公連協の広告宣伝指針を改定する予定です。それに合わせて各公営競技の指針につきましても同様に改定した上で、速やかに実施できるよう調整をしていきたいと考えているところです。以上、ポイント制度の見直しにつきまして報告をさせていただきました。

○松下会長 ありがとうございました。続きまして、ボートレースにおける事業者の取組について、川津委員からご説明をお願いいたします。

○川津委員 ボートレースの川津でございます。本日は、ボートレース業界におけるギャンブル等依存症対策の取組について、ご説明の機会を賜り、誠にありがとうございます。私どもは、公営競技を実施する事業者としての社会的責任を強く認識し、予防、早期発見・早期介入、そして相談回復支援この3つを柱に、実効性の高い対策を進めております。本日は、その全体像と合わせて、特にオンライン化をしたアクセス制限制度に関する最新の利用実績についてもご報告をさせていただきます。

それでは、資料2の表紙をめくっていただきまして1枚目をご参照いただきたいと思います。まずは、広告宣伝の抑制についてです。こちらにつきましては、2022年に公営競技共通の広告宣伝指針が策定され、2023年5月に改定されております。我々ボートレース業界としましても、これを受け、独自の指針を同時期に改定しており、特に重点を置いているところとして、発券機や投票サイトでの注意喚起を常時表示していることが挙げられます。表現にこだわっている部分として赤枠に書いていますが、「無理のない資金で余裕を持ってお楽しみください」といった注意文言を統一して用いることで、来場された方が自然と意識しやすい環境作りを進めているところです。また、資料右上の写真部分になりますが、漫画やリーフレットを活用した分かりやすい啓発を行っているところです。昨年10月に発表された久里浜医療センターでの依存症の実態調査においても、我々公営競技が行っている依存症対策は、認知度が非常に低く、各部門で20%以下というところがありましたので、このように、分かりやすい漫画を作成して、皆様方にご活用いただくことで対策を講じているところです。先ほど、広告宣伝の指針の話をさせていただきましたけれども、こちらでは、やはり当然ながらこれまで公営競技事業者が独自の取組として必ずやらなくてはいけないこととして、過度に射幸心を煽る表現の禁止を謳っていることはもちろんのこと、特に20歳未満の購入禁止というところが、取り組むべき大きな部分かと思いますので、この点が担保されるよう、例えば、幼児児童向けの番組ではこのような広報を行わない、20歳未満のモデルは使用しない等の独自の規定を定めて、現在、運用しています。

次に、アクセス制限制度の強化についてです。我々ボートレース場では、2017年10月から競走場外での入場規制を実施しております。2017年10月から2023年11月まで競走場及び場外発売場におきまして、本人申告による入場停止を希望された方の申請は172件、家族申告については1件ということで、しっかりとこの制度も運用されているというところです。また、ATMにつきましては、この全競走場・チケットショップで完全撤去を完了いたしまして、現金引き出しによる衝動的な利用を抑制する環境をすでに整えているところです。さらに、2024年11月からは、競走場を使用して顔認証技術の実証実験を開始しており、来場者属性の識別や、入場制限対象者を検知する仕組みの有効性を現在検証しているところです。

次に2番目の観点としまして、未成年者の保護につきましては、各拠点におきまして警備員による巡回を行いまして、20歳未満と思われる方に声掛けをしているところです。あわせて、施設内のモニターやアナウンスを使い、注意喚起を行っています。また、先ほど申し上げた顔認証の技術を使って検知ができないかなど多層的にいろいろなことを実施しています。

次に3点目、先ほどから重要と言われているインターネット投票に関する部分です。まずは、インターネット投票における入金限度額の設定についてです。ボートレースにおきましては2023年11月までは、本人の自覚を促す観点からも、紙による申請を行っていたところですが、11月からはオンライン申請を始めたところです。これにより、利用者が自らの意思で制限を設定しやすい仕組みを整えたところです。その結果、11月12日から12月10日の約1ヶ月間において、0円設定、これは利用停止を含みます、1,353件の登録がされております。1,000円以上の設定につきましても810件とオンライン化直後からサービスの利用が確認されているところです。さらに、本年12月10日時点の累計では、0円設定、利用停止を含みますと3,919件、1,000円以上の設定が1,625件となっており、このオンライン化により自己の意思による依存症対策が確実に根付き始めていること、これは極めて重要な傾向と認識しているところです。

また、インターネット投票のデータ分析をして、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる施策につきましては、現在、具体的なデータの取扱について精査構築中です。

このセクションの最後になりますが、ボートレースでは、クレジットカード等を利用した後払い決済については利用できることとなっております。こちらにつきましては、利用者の保護の観点から、明確に線を引いているところです。

続いて相談治療につながる支援体制です。1番目の自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援については、他の公営競技の皆様と連携し、経済的支援を必要とする民間団体が支援を受けられるよう、さらなる周知を図っているところでして、今後必要に応じて、支援内容等の見直しを図っていきたいと考えているところです。

次にボートレース独自の取組になりますが、ギャンブル依存症予防回復支援センターについてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては資料最後のページです。ボートレース業界では、依存症対策の中核といたしまして、ギャンブル依存症予防回復支援センター、こちらサポートコールと称しておりますが、こちらを設置しまして、ギャンブル等依存症でお困りの方が思い立った時にいつでも相談ができるよう、24時間365日体制で相談を受け付けており、2024年度の入電件数は8,979件、相談は7,824件のご利用をいただいたところです。センターの特徴としましては、臨床心理士など専門の資格者が対応していること、ボートレース業界が運営はしておりますがボートレース以外でもあらゆるギャンブル種の相談に対応しております。また、本人だけではなく家族、友人、知人、どなたからの相談も受け付けています。この相談を通じまして、必要に応じて、無料の面談カウンセリングを受けたり、こちらにつきましては昨年度の実績が78件ございました、また、金銭問題でお困りの方について必要であればギャンブル依存症予防回復支援センターが契約している司法書士との無料相談を行っております。こちらにつきましては2024年度76件です。また、医療機関への案内が必要な時は、医療機関を受診した場合3回までの

費用をセンターが負担をしておりまして、こちらにつきましては昨年度 176 件の実績があったところです。なお、入電件数、相談件数、無料相談の実績などは詳細なデータとしてまとめまして、第三者機関による分析を踏まえマニュアルレポートとして公開をしておりますので、是非、ご覧いただければと思っております。

次に、相談治療につなげる取組の最後の部分です。早期発見のためのセルフチェックツールにつきましては、公営競技施行者連絡協議会が公開しているツールになります。こちらにつきましては 2021 年 3 月から公開しまして、2023 年 11 月までの累計で表示回数が 121 万 7,196 回となっております。このセルフチェックツールは、漫画をもとに皆様方に分かりやすい形で Q&A で答えてもらう形式になっておりますが、設問が 10 問あり最後まで回答された方が、121 万 7,196 回のうち 40 万 5,231 件、回答率が 33.3% という状況です。今年度 4 月から 11 月の期間におきましても約 16 万回の表示がございまして、先ほどと同様に最後まで回答いただいた方が 5.4 万回という高い利用率になっており、利用者自身による早期発見の機会が拡大しているところです。

続いて、依存症対策の体制整備です。ボートレース業界では、対策の質を現場で確実に担保するため、組織的な体制整備にも取り組んでおります。業界共通の依存症対策実施規定を策定していることはもとより、業界全体として一本化するために依存症対策統括管理者を配置し、各施行者、事業者ごとに責任者を設置しております。また、役職別、職種別の階層別研修を全国で実施することにより、地域差が生まれやすい依存症対策を、ボートレース業界におきましては統一の同一水準で提供できるよう体制を構築しているところです。

最後になりますが、ボートレース業界では今後も自治体・関係団体・専門家の皆様との連携をさらに深め、国の基本計画に沿いながら、依存症対策をしっかりと対応してまいります。

○松下会長 ありがとうございました。続きまして、中央競馬における事業者の取組について、山口委員からご説明お願ひいたします。

○山口委員 日本中央競馬会の山口でございます。私からは JRA におけるギャンブル等依存症対策の取組状況について説明させていただきます。

まず、広告宣伝の在り方です。これにつきましては、先ほどのボートと同じような話ですが、公連協において「公営競技施行者連絡協議会広告宣伝指針」が策定されておりまして、それに基づいて日本中央競馬会の広告宣伝指針を策定し、適切な運用に努めているところです。

普及啓発の促進につきましては、レース開催の告知媒体等においては「馬券は 20 歳になってから」「ほどよく楽しむ大人の遊び」等の注意喚起標語の表示を行っております。また、馬券発売機においても注意喚起標語のステッカーを掲示しているところです。また、ギャンブル等依存症問題啓発週間においては、JRA のホームページやメールマガジン、場内のターフビジョン、テレビ等で掲示をしておりまし、競馬中継やレーシングプログラム、JRA アプリ等においても啓発週間に關する内容についての告知を行っています。また、大学生に対して、ギャンブル依存症の問題等のセミナーを啓発週間ににおいて実施しています。

続いてアクセス制限等です。アクセス制限につきましては、まず本人・家族申告による制限の強化及び個人認証システムに向けた検討をこれまで行ってきたところです。本人申告と家族申告による競馬場・ウインズにおける入場制限制度を開始しておりますと、2024年度には本人申告31件、家族申告2件でした。競馬場及び場外馬券発売所におきましては、入場口と馬券発売機付近に警備員を配置しておりますと、警備員の場内巡回回数を増加するなどして、対象者の把握、入場の制限、仮に入場されていた場合は退場を促すという声掛けをしております。基本計画に記載のある、個人認証システムを活用した本人確認については、実証実験を東京、札幌、函館競馬場において実施したところです。素顔であれば、ある程度認識ができ、認証精度は向上しているのですが、マスクや眼鏡といったいわゆる変装をされてしまふと、なかなか同一人物だと検知できないということとして、今後検出精度を向上できるか等の情報収集を引き続き行い、入場管理の在り方について検討していきたいと思っております。

続いて、20歳未満の者への購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討につきまして、これも、20歳未満の者への対応要領を作成しており、警備員等への教育指導を徹底した上で声掛けを実施し、また年齢確認を行い20歳未満の方による馬券の購入や場外馬券発売所への入場を防止しております。これについても個人認証システム活用の実証実験を行ったところですが、こちらはさらに誤検知の事象が多くありますと、まだ実用可能な段階には達してないと考えています。

続きまして、インターネット投票におけるアクセス制限の強化ですが、2017年に本人申請、家族申請による利用制限制度を、2020年に購入上限額設定制度を開始したところです。昨年は、利用停止制限については本人1,075件、家族35件の利用がありました。また、上限額設定制度については、昨年は1万2,166件の利用がありました。さらに、2023年からはインターネット投票において、サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入を図ったところです。ATMについてはすでに撤去しております。

続きまして、第3期基本計画からの新たな取組として現在行っていることを紹介します。JRAのホームページにギャンブル依存に関する相談先等の紹介コーナーを新たに設置しております。資料真ん中の画像ですが、相談先のフォームにおいてお客様が選択された項目に応じて、簡易診断、アクセス制限制度、対策全般に関するお問い合わせ等それぞれの制度に関する情報が記載されたメールが返信されるシステムを導入しています。

続きまして競馬場・ウインズへの入場制限を申し込むために、入場制限申請書やその記入例をホームページに掲示しておりますと、お客様が事前に作成して持参できるようにしたところです。

続いて、インターネット投票データ分析及びクレジットカード決済についてです。インターネット投票の分析については、利用停止制度を利用されたお客様のデータを用いて分析を行うことを現在検討しているところです。なお、お客様のデータを活用することに対する法的な問題も並行して検討したいと考えております。クレジットカードを利用したインターネット投票につきましては、クレジットカードの利用において返済額の増加との関連が指摘されるような、分割払いや

リボルビング払いは認めておりません。また1ヶ月あたりの利用上限額を10万円に設定して、過度の利用を防止しているところです。

続いて、相談治療につなげる取組です。この件につきましては、公営競技施行者連絡協議会としての取組です。先ほどボートからのお話と重複するところもありますので、簡単に説明します。経済的支援を行っている旨はここに書いてあるとおりです。また、公営競技のギャンブル依存症カウンセリングセンターを設けており、相談体制を強化しているところです。このカウンセリングセンターの相談につきましてはポスター、リーフレット、ウェブサイトと積極的に周知しているところでして、これからはセルフチェックツールからアクセスする方法も導入することにしております。

続いて、セルフチェックツールの普及等によるギャンブル依存症の早期発見、早期介入ということで、公連協で行っているこのセルフチェックツールから、画像赤枠内をクリックしますと、アクセス制限制度の漫画が表示され、その問い合わせ先の一つとしてJRAもございまして、JRAに対する相談ができるという仕組みとなっております。

最後に、依存症対策の体制整備です。従業員教育の推進により、対策の実施体制の強化を図っているところです。ギャンブル等依存症対策に関するお客様対応マニュアルを作っておりますが、これを活用してギャンブル等依存症対策に対する十分な知識を有する人材の確保、養成を行っているところです。本年はギャンブル等依存症の治療・回復に携わる専門の精神科医による職員講習会を実施したところです。本講習会は、会場での講習と共に、その様子を撮影して全事業所に動画を配布し、閲覧するように指導しているところです。また、ギャンブル等依存症対策のeラーニングにつきましては2018年以降、全役職員を対象に毎年実施しています。さらに、セルフチェックツールがあることやアクセス制限、公営競技のギャンブル依存症カウンセリングセンター等あることなどを盛り込んだリーフレットを作っております。これはお客様向けでもありますが、競馬場は土日開催ですので、土日だけアルバイトで働いている従業員に対しても全員配布をし、ギャンブル等依存症対策への認識を高めているところです。また、ギャンブル等依存症対策実施規程には、資料に記載しているような内容を定めているものですが、必要に応じて改定をしていきたいと考えております。私からは以上です。

○松下会長 ありがとうございました。続きまして、地方競馬における事業者の取組について、鈴木参考人からご説明をお願いいたします。

○鈴木参考人 全国公営競馬主催者協議会の常任理事の鈴木と申します。地方競馬を行う地方公共団体は14ございます。その14の主催者が会員となっているのが全国公営競馬主催者協議会です。私から地方競馬の取組についてご説明申し上げます。

お手元の資料「地方競馬におけるギャンブル依存症対策の取組み」の1ページから4ページまでは基本計画の第1期、第2期であります2019年4月から、今年の3月までの実績を記載しています。

まず1つ目の広告宣伝の在り方です。指針を踏まえた広告宣伝の抑制を公連協の指針、それから地方競馬の指針を踏まえて行っているところです。策定年度は記載のとおりです。

2つ目の普及啓発の促進としましては、資料の右上の写真にあります、ポスターの掲示や、テレビCM、新聞、雑誌広告等で依存症を注意喚起する標語等を表示しまして、また、券売機等に注意喚起のステッカーを掲示しています。特に次の項目のギャンブル等依存症問題啓発週間ですが、写真の右下にありますとおり、場内には大きなビジョンがある競馬場が多くありますので、そのビジョンを使った注意喚起や資料記載の対策を行ったところです。

2ページをご覧ください。1つ目のアクセス制限等です。競馬場等における本人または家族申告による入場制限を実施しています。さらに水際対策として、警備員の場内巡回による対象者の把握及び入場制限を実施しております。また次の項目、20歳未満の方の馬券購入などの防止ですが、警備員の場内巡回で積極的な声掛けや年齢確認を実施している他、右側の写真にありますように注意喚起を場内ビジョンやモニターを使って実施しているところです。なお、1番下の項目になりますが、ATMの撤去につきましては、2023年の3月までに全競馬場及び場外発売所からの撤去を完了しています。

3ページをお開きください。インターネット投票におけるアクセス制限の強化です。具体的には電話、インターネット投票における利用停止や購入上限額の設定などを行ったところです。また、右側に写真のとおり、インターネット投票サイトのログイン画面、ネットにアクセスすると一番最初に目にする画面ですが、この赤枠のところに購入制限を視覚的に訴えるテロップと依存症の相談窓口や購入限度額設定等の紹介ページへ移るリンクを表示しています。

4ページをご覧ください。依存症対策の体制整備についてです。体制強化としましては地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程を策定しまして、地方競馬主催者等の責務などを定めています。次の項目の役職員教育の実施による依存症対策実施体制の強化につきましては勉強会の開催など資料記載のとおりです。

5ページをお開きください。ここからは今年の4月から始まっている第3期基本計画における取組や現在検討している内容を説明します。まずアクセス制限に関してですが、より利用しやすくするために、利便性向上と効果的な周知を実施しています。具体的には1つ目の、ホームページにアクセス制限の申請書記入例や、2つ目の投票サイトの問合せ窓口、購入限度額設定の紹介を掲示しています。また3つ目にありますとおり、本人からのアクセス制限の申請をオンライン化して、さらに利便性を向上させることを検討しております。他競技ではすでに実施という段階ですが、地方競馬ではそこまで至っておりません。今検討しているという段階です。なお、4つの「マンガで解説！アクセス制限制度」の作成というのは公連協としての取組ですが、地方競馬の取組としても紹介しています。

さらに、インターネット投票データの分析による依存症対策、クレジットカード等を利用した後払い決済の在り方については現在検討をしているところです。

6ページをお開きください。ポイント制度の適正化ですが、全体説明の中でも触れられましたとおり、過度なポイント制度への対応は資料記載のとおりでございます。私からの説明は以上です。

○松下会長 ありがとうございました。続きまして、競輪における事業者の取組について、太田参考人からご説明をお願いいたします。

○太田参考人 全国競輪施行者協議会企画部の太田と申します。本日は競輪におけるギャンブル等依存症への対応状況につきまして、資料5に基づき、競輪の取組を整理してご説明します。本日は、6点に絞ってご説明をさせていただきます。まず基本的な取組方針、競輪場・場外場での対策、ネット投票に対する対策、広告宣伝・啓発に関する取組、制度理解の促進、研究支援の取組、このポイントについてご説明をさせていただきます。

まず、競輪における取組方針でございます。競輪におきましては、基本方針として、競輪は公営競技としての社会的責任のもと、ギャンブル等依存症対策を重要課題の1つとして位置付けております。競輪場や場外車券売場といったリアルな場に加え、インターネット投票、広告宣伝、相談支援、制度理解の促進まで複数の面でのめり込みに悩む方やそのご家族が適切に支援につながるような仕組みと環境整備を進めております。今後も施行者はもとより、JKA、民間ポータル事業者、所管官庁、他の公営競技とも連携を強化し、公営競技に携わる者として責任ある依存症対策を着実に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、競輪場、場外車券売場での対策、つまりリアルな場での対策について4つの観点からご説明をさせていただきます。環境整備につきましては、競輪場、場外車券売場に設置しておりましたATMは全て撤去を行っております。その場で追加の現金を引き出しにくい環境として、追加投票を抑制しております。この撤去につきましては2023年3月までに完了しているところです。また、20歳未満による購入を防止するため、警備員による声掛けや年齢確認を徹底し、見た目が若年と思われる来場者に対しては積極的に声掛けを行い、必要に応じて、身分証の確認を行う運用としているところです。

続きまして相談体制の整備です。記載台や投票機器の近くには、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターなど、相談窓口の案内ステッカー、こちら写真を出しておりますけれども、ステッカーを掲示し、どこに相談すればよいかすぐ分かるように表示をしているところです。また、併せて場内には相談窓口を設け、のめり込みやそれが疑われる方、そのご家族からの相談に対応できる体制を整えているところです。窓口では入場制限の申請書の書き方を職員が丁寧に説明するなど、制度の見える化と利用しやすさの向上に努めているところです。また、さらに現場職員向けには、依存症に関する基礎知識や相談対応時の留意点に関する研修を実施しております。こうした研修を通じて、現場職員一人一人がのめり込みに悩む方に適切に対応できるようスキルの底上げを図っています。

次に、入場制限制度の運用です。本人や家族の申告に基づき競輪場、場外車券場においても入場制限を実施しているところで、それに係る周知を行っております。直近の数字で、今年の9月現在では本人申請については52件、家族申請については3件利用されているところです。

最後に、啓発周知でございます。場内放送や啓発ポスター等を通じて、依存症や20歳未満の購入防止に関する注意喚起を継続的に行っております。また、毎年5月の、ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、啓発グッズ、今年はクリーニングクロス、メガネ拭きですね、それを作成、活用して、来場者への周知啓発を強化したところです。

今までがリアルの現場でしたが、ここからがインターネット投票に対する対策です。現在、競輪ではインターネット投票が売上全体の8割を超えており、今後も増加が見込まれます。こうした状況を踏まえて、ネットの特性に応じた対策を重点的に実施してまいりたいと考えております。まず投票限度額設定システムです。民間ポータルサイトを含め全てのインターネット投票で、利用者が自ら1日の投票限度額を設定できる仕組みを導入しております。2022年12月導入済みです。公式サイトや民間ポータルのログイン画面では、ギャンブル等依存症への注意喚起メッセージや、限度額設定画面への誘導表示を設けることで利用者に対して、無理のない範囲での利用を促しています。

次に、アクセス制限です。アクセス制限制度につきましては本人または家族からの申告に基づき、インターネット投票の利用停止、いわゆるアクセス制限を行っており、今年の9月現在では、本人が650件、家族が17件、申請利用されています。申請があった場合には各サイトで速やかに投票機能を停止し、利用者が一時的に距離をおくようにすることで生活の立て直しや相談につがる時間を確保する仕組みとしております。

次に、クレジットカード利用条件に関する見直しです。一部民間ポータルサイトでは、クレジットカード利用上限額が設定されていない状態が生じていることから、各社と協議の上、ポータル側で独自のクレジットカード利用上限を設定できるよう、システムの改修内容方法について調整を進めております。各所におけるシステム改修が完了次第、クレジットカード利用額の上限設定を順次導入していく予定です。また、クレジットカードを利用した後払いについても、依存症の観点から見直しを求めてられておりますので、効果的な対策の検討を進めていきたいと考えています。

次に、情報の集約とオンラインの相談についてです。全輪協のホームページ上で、アクセス制限に関するポータルページを今年6月に整備しました。従来は各サイトに点在していた情報を一元的に確認できるようにしました。このポータルからは本場への入場禁止、本人申請用紙をダウンロードできるようにするとともに、記入方法の案内も掲載し、書類の探し方や記載方法が分からぬといった手続き面のハードルを下げることにつなげております。また、施行者や場外売り場、公式サイト、民間ポータルサイトごとに相談窓口や投票上限額設定のページのリンクを一覧で掲載することで、アクセス制限の申請やギャンブル等依存症に関する問合せなど、ワンストップで到達できるような環境を整えたところです。

インターネット投票データの活用検討についてですが、現在、法的な整理が必要であることから慎重に検討を進めておりますが、将来的にはデータ分析も活用しつつ、より実態に即した依存症対策につなげていきたいと考えております。

次に、広告宣伝・啓発に関する取組です。競輪では過度に射幸心を煽る広告やポイントキャンペーンを防止するため、広告宣伝指針を策定・運用しているところです。この指針は施行者による広告だけではなく、販売委託を受けている、いわゆる民間ポータル事業者にも適用を求めており、指針に抵触する恐れがある広告やキャンペーンが確認された場合には、内容の見直しや是正を要請する運用としています。併せてポイントサービスに関する取扱につきまして、公営競技施行者連絡協議会に設けられたポイント制度部会での検討結果を踏まえ、運用の見直しを準備しているところです。

次に、啓発コンテンツの準備では、ギャンブル等依存症問題啓発週間には、所管官庁や他の公営競技とも連携しながら、啓発の映像の上映や、場内掲示物の掲出、駅デジタルサイネージでの啓発を行っております。左下の写真は品川駅の状況で、デジタルサイネージでの啓発を実施しています。こうした取組を通じて、セルフチェックツールや相談窓口、アクセス制限等情報を広く発信し、依存症問題の発生抑制につがる知識の普及を図っているところです。

次に、制度理解に関する取組です。5点目となりますが、競輪は、民間ポータル事業者を含め、関係者が多い業界ということで、施行者、職員、民間ポータル事業者を対象に研修を継続的に実施しております。この研修で依存症の基礎知識に加え、のめり込みが疑われる方への声掛け方法や相談窓口への案内の仕方、入場制限との内容と申請受付時の対応フローなどを周知しているところです。この研修、令和6年度は180名が受講をしております。下段の公連協の取組は先ほどご紹介がありましたので、割愛させていただきます。

次のページ、取組・研究に対する補助です。JKAによる補助事業をやっておりまして、その補助方針では、依存症対策に関する支援活動と、ギャンブル等依存症にかかる研究の2つを補助メニューと位置付けておりまして、ウェブサイトやパンフレット等で公募を行っています。令和7年度は「好奇心とギャンブル依存傾向の関係の検討」等、4件の研究事業が採択されています。こうした補助を通じて、現場での支援活動と調査研究の両面を継続的に後押ししているところです。

以上、競輪におけるギャンブル等依存症対策についてご紹介をさせていただきました。今後も全輪協としましても、施行者、JKA、民間ポータル事業者、所管官庁、支援団体との連携を一層強化しながら、実態に即した対策を実施し、継続的な見直しを通じて実効性の高い取組へと発展させてまいりたいと考えております。

○松下会長 ありがとうございました。続きまして、オートレースにおける事業者の取組について、秋谷参考人からご説明をお願いいたします。

○秋谷参考人 全国小型自動車競走施行者協議会事務局長の秋谷と申します。小型自動車競走はオートレースの施行者の取りまとめです。私からは、オートレースのギャンブル等依存症対策対応状況についてご説明いたします。

まず、取組方針ですが、オートレースは法により特別に許されたギャンブルであり、その施行主体は市民の生命財産を守る地方自治体であることから、社会的責任は重大であると考えております。特にオートレースは全国に5場ありますが、その施行者は全て単独の市でございますので、この責任は重大であると考えております。オートレースでも他の公営競技と同様に、その収益は地方財政に活かされるとともに、その一部が業界として集約されて、ギャンブル等依存症対策も含めた公益事業目的にも利用されているところです。こうした地方財政貢献等の目的を実現していくため、また、オートレースの本来の魅力向上によるファンを拡大していくことを念頭に日々事業運営に当たっておりますが、ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、事業を行うに当たり、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めることとされており、これらを両輪として取り組むことこそが私たちの使命と考えています。

現状では、インターネット投票がオートレースの売上の8割を超える状況となっていることを踏まえ、我々は、こうした状況に焦点を当てたギャンブル等依存症対策を重要な課題と捉え、これまで様々な施策を推進してまいりました。我々はいたずらに射幸心を煽らないよう留意し、広告宣伝指針の作成や、インターネットでの注意喚起、またギャンブル依存症に悩む方や家族が相談できる体制を整えてまいりました。しかしながら、ギャンブル等依存症対策はこれで終わりということではなく、今後も施行者、委託先等の事業者、所管官庁と連携し対応するとともに、他の公営競技とも情報共有を行い、一丸となって、ギャンブル等依存症対策を引き続き進めてまいりたいと考えております。

それでは、これまでの対応状況についてご説明いたします。初めに、オートレース場、場外車券売場での対応ですが、まず、お客様へのギャンブル等依存症に関する周知や注意喚起を行っております。場内における未成年者と疑われる入場者に対する警備員の声掛け、またポスターの掲示、場内モニターや場内放送、さらには出走表への印字などにより、誰の目にも入る形で依存症に対する注意喚起を行っております。また、各場に相談窓口を設置するとともに、記載台や投票機器には相談先等をステッカーで掲示し、ご相談に対しては一元的、専門的窓口として、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターをご案内しているところです。ご相談の状況につきましては、同センターからも情報を共有していただくななど、連携にも努めているところです。

さらに、民間ポータル事業者のスタッフを対象に、ギャンブル等依存症の基礎知識やのめり込みが疑われる方への声掛けや専門機関等への案内手順等を内容とする研修を実施して、公営競技に携わる者として、スタッフの意識醸成や知識習得に努めております。引き続きギャンブル依存症と疑われる方の話をしっかりと聞き、必要とされる専門機関への紹介など、相談を寄せられた方に寄り添った相談体制を整えてまいります。

次に、インターネット投票ですが、オートレース業界では、公式サイトや民間サイトなどの全ての投票サイトで、投票限度額設定システムを導入しています。ログイン時にギャンブル等依存

症の注意喚起メッセージや限度額設定画面への誘導表示も行っているところです。また、本人・家族からの申請に基づきインターネット投票の利用停止措置、いわゆるアクセス制限を実施しております。利用停止措置につきましては、手続きが行いやすいように、オートレース公式ホームページにおいて本人・家族申請書の様式の掲載や、各施行者、民間ポータルサイトの問合せ先などを一覧に掲載して、そのURLをQRコードにして、内閣官房等を通じて支援機関等に共有していただくななど、さらなる利便性向上のための取組に努めております。

さらに、インターネット投票のデータ分析等を行い、効果的なギャンブル等依存症対策を検討するとともに、クレジットカード等を利用した後払い決済についても効果的な対策を検討してまいります。

次に、ギャンブル等依存症対策といたしましては、オートレース広告宣伝指針を策定し、広告宣伝の内容や、ポイントキャンペーンなどにおいて過度に射幸心を煽る表現等を用いないことを定めております。本指針の遵守については、各施行者に徹底するとともに、民間ポータルサイト各社から確認書を提出させるなどして、実効性の確保に取り組んでいるところです。ポイント制度の見直しにつきましては、先ほど公連協から報告がありました。今後、業界で横断的な広告宣伝指針の策定の後、オートレース業界の指針を見直しまして、同指針の遵守に取り組んでまいります。

また、ギャンブル等依存症対策に対する経済的支援として、公益財団法人のJKAでは補助事業の補助方針に「ギャンブル等依存症に関する支援活動」「ギャンブル依存症対策に係る研究」を挙げて、補助事業を実施しており、オートレースの収益がこれらの事業にも活用されております。

以上、オートレースにおけるギャンブル等依存症対策についてご説明申し上げました。引き続き関係の皆様には、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○松下会長 ありがとうございました。それでは最後に、ぱちんこにおける事業者の取組について、星野委員からご説明お願いいたします。

○星野委員 全日本遊技事業協同組合連合会の星野でございます。

まず全般的な取組状況です。パチンコ・パチスロ産業21世紀会では、各年度における依存問題対策の実施状況について報告書を作成し、資料に記載のとおり21世紀会のホームページ「安心娛樂宣言」において一般に公開しております。本日はご参考に本報告書を提出していますので、後ほどご確認ください。

続きまして、第三者機関からの評価・提言です。21世紀会では、依存問題対策の取組について業界外の第三者の視点から評価・提言をいただき、実効性のある取組を促進するため、2018年12月に「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」を発足いたしました。構成メンバーは資料2ページに記載のとおりです。毎年度21世紀会からの諮問に基づき答申をいただき、その提言に基づいて依存問題対策の改善をしております。その状況につきましては、先ほどご紹介した報告書の8から9ページにかけて記載しておりますのでご参照ください。本答申につきましても「安

心娛樂宣言」で一般に公開しております。参考に本答申を提出しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。

続きまして、私たちの取組の中から主な3つの取組についてご報告いたします。1つ目はばらんこ依存問題相談機関リカバリーサポート・ネットワーク略称RSNの活動支援です。21世紀会では2006年の設立以来、RSNの活動資金を支援し、資料3ページに記載のポスターを全国ほぼ100%の店舗が掲示しております。2024年度の相談件数は3,550件で、開設以来累計53,022件の相談を受けております。RSNの相談の特徴は、一人一人の相談者に対する寄り添った相談対応であり、継続して関わる支援を心掛けております。その状況につきましては、参考資料「電話相談の現場から」と「2024年度RSN電話相談事業概要報告」をご確認ください。

2つ目は安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度の充実です。アドバイザーは全国の店舗に配置され、店舗では資料4ページに記載のポスターを掲示してアドバイザーが活動していることを告知しております。主な役割は、初心者のお客様への適度な遊び方の提案と、遊技への依存問題の相談を受けた場合に適切な相談機関へつなぐことです。アドバイザーは医療従事者ではありませんので、依存相談を直接受けることはいたしません。2017年4月の発足から2025年3月末までの累計受講者数は47,289人、現在の店舗での配置人数は20,411人となっております。

3つ目は自己申告・家族申告プログラムの普及と改善です。2025年3月末の導入店舗数は6,149店、導入率は93.9%となっております。導入店舗では資料5ページに記載のとおり入口にポスターやステッカーを掲示して告知しております。以上ご説明しました3つの取組について動画を用いて詳しくご紹介いたします。特に、自己申告・家族申告プログラムについては前回の関係者会議で告知の状況に関するご質問がありましたが、動画の中で実際の告知の様子も紹介していますのでご確認ください。それでは動画の再生をお願いいたします。

(動画投映)

ご視聴ありがとうございました。ただ今ご説明した内容がより具体的にご理解いただけたものと思います。

最後にクレジット決済に係る全日遊連のスタンスについてご説明いたします。全日遊連では2006年に遊技の決済システムに対する基本的な考え方として、ホール関連システムに関する基本指針を制定しております。その中で過度のめり込みを防止するため、資料6ページに記載のとおり、システムはお客様の借金となる要素に直接あるいは自動的につながらないことを規定しています。すなわち、お客様に借金をしてまで遊技していただかないことが全日遊連の基本姿勢であります。先ほどご紹介しましたリカバリーサポート・ネットワークのポスターでも「パチンコは適度に楽しむ遊びです」と呼び掛けております。この基本指針は約20年前に制定したものですが、今でも有効なものです。全文を参考資料として提出しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。

全日遊連には全国の店舗の約91%が所属していますが、11月の全国理事会でも、ホール関連システムに関する基本指針の内容とギャンブル等依存症対策推進基本計画の趣旨について組合員に周知をしたところです。

以上、ぱちんこにおける依存問題対策の取組についてご報告いたしました。

○松下会長 ありがとうございました。それではただ今説明のありました内容について、質問やご意見のある委員は挙手など意思表示をお願いいたします。では池田委員お願ひします。

○池田委員 依存症対策の取組についてご説明ありがとうございました。各事業者の皆さんにおいて、責任持って取り組まれていることは、ポイント制度の見直し等の部会にも参加させていただいて、もちろん承知しておりますし、これからも期待しております。よろしくお願ひします。

最初にお話しいただいた、このギャンブル等依存症対策基本計画の変更についての左下の③の部分について、クレジットカード等後払い決済の見直しというのは、後払いにはいろんな方法があると思いますが、その全てと捉えて構いませんでしょうか。

○岸本参事官 はい、そういうご意見を頂いていると思っておりますので、全てを対象にそれぞれの事業者において、まずはどういった対応を、どういった考え方でされるかについて検討いただきたいと思っております。

○池田委員 ありがとうございます。実は、このクレジットカードは、本人名義ではなく他人名義のクレジットカードも使えるようです。いろいろな当事者に話を聞くと、家族のクレジットカード使ったという話も聞きます。例えば、携帯電話のキャリア決済において家族割りを適用するために父親名義で契約した携帯を家族みんなが持っているような場合に、そのキャリア決済を自らのギャンブルの支払いに使ってしまったという事例もあります。自分のクレジットカードやキャリア決済以外も、ギャンブルに使ってしまうことはとても問題かと思います。この点については、自分自身もいろいろな当事者の話を聞く中で新たに気付いた点でして、こういった問題点も浮上していますので、是非対策をお願いできればと思います。

また、意見になりますが、そもそもインターネットを使ったオンラインでの公営ギャンブルの仕様、つまりアプリの仕様が手軽すぎると思っています。何回も手軽にチャージができますし、チャージの回数制限もないで、後ろめたさや罪悪感が薄いという意見もあります。本当に賭けやすく作られているので、ギャンブルではなくゲームをやっているような感覚であったという話も聞きます。

また、上限額設定ができるのはもちろん知っていたのですが、1つの民間ポータルサイトで設定しても他の民間ポータルサイトでは設定されてないので、他のポータルサイトでギャンブルが簡単にできてしましますし、他の競技に移行すればまたできてしまうことがあります。さらに、アプリをもう本当にやめようと思って、削除したけれど、次の日の朝にアプリを再度ダウンロードしたらすぐに復帰できたなど、そういう手軽さというのがとても問題だと思っています。私がギャンブルを始めた25年前は、ギャンブルをやろうと思ったらギャンブル場に実際に行って、投票用紙に書いて、財布からお金出して窓口に並んで投票券を購入する、という手間があ

りましたが、今は本当に向こうからギャンブルが近づいてくるかのように、みんながギャンブル場を手元に持っているかのような手軽さがあるのかなという印象もありますので、あまり手軽にならないような方法があればいいのかなと思っています。もちろん時代の流れがオンライン化やキャッシュレス化なので、仕方がない部分もあるかと思いますが、資料にも記載があるとおり、キャッシュレスで支払うことを逆手に取るというかを利用して、利用履歴を把握するといった適切な運用につなげ、依存症対策を強化していただければと思います。本当に手軽すぎる点が依存症につながっていることを十分に把握した上で、対策をお願いできればと思います。

○松下会長 ありがとうございました。佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 各事業関係者の方々がすごく熱心にいろいろ取り組んでくださっています。今回、アクセス制限などを分かりやすくまとめた冊子ができているということで、実際の冊子を昨日東京都の会議で見させていただきました。実際に、アクセス制限について家族の会でもご紹介させていただくと、こういうことができるということを知っている方が少ないものですから、知っていれば家族からでもアプローチができますし、本人もご存知の方は少ないので、分かりやすい形で、こういうものがありますということを依存症の本人に提示することができるツールができたことは大変ありがとうございます。漫画になっていたりして、気軽に読めるようになっていましたので、どんどん配布していただいて、各所への周知をお願いしたいところです。

また、各説明の中でほとんどの主催者が、ステッカーやポスターなどで注意喚起をしていただいているのですが、例えば「適度に楽しみましょう」とか、「のめり込みに注意しましょう」とか、「余裕を持ってお楽しみください」とかという文言にとどまっています。実際、すでにのめり込んでしまっている方たちにどのようにアプローチしたらよいかというと、このような注意喚起は全く効かないし、本人たちは「まだのめり込んでいないよ、私は」と、否認の状態がかなり強いです。家族もそうです。「うちの人はまだ依存症まではいっていないはず」という気持ちがとてもあるので、これを見ても「自分はまだ大丈夫だから相談しなくていい」という頭の方が強いはずです。本人たち、家族もですが、ギャンブルをしていること自体をやめてくれとは思っていません。借金をしてまでギャンブルをしないでほしいというところが一番大きいです。もちろん依存症にならない方たちもいて、適度に遊んでいる方たちが、この注意喚起を見て自制ができるという状況はあると思いますが、「のめり込みに注意しましょう」と言われても、本人たちは「そんなことに注意できたら困ってないよ」と返すと思います。ですので、できれば「借金で困っていませんか」とか、「借金のことを気軽に相談できますよ」というような文言があると、本人たちは「依存症」ということで相談する気はないけれども、借金の切り口から相談に行くと、相談員からそのようなのめり込みの状態は完全に依存症ですということを言われて、ようやく納得がいくということがありますので、文言を工夫していただいて、相談に繋がりやすい形を作っていただけないとよいかと思いました。

○松下会長 ありがとうございました。辻本委員お願ひします。

○辻本委員 精神保健福祉センターの辻本です。各事業者からの発表を聞いて、まずは広く依存症の啓発をしていただき、相談窓口等に関しても適切かつ熱心に普及いただいて頭が下がります。多くの人々はギャンブルを適切に楽しんでいると基本的には思っています。

その上で、なんとかしなければならない人をなんとかすることが依存症対策だと思います。前回のこの会議でオンラインカジノの実態把握のための調査研究の報告書を警察庁から頂いて、私としては非常に参考になりました。あくまでもこれはオンラインカジノであって、全ての公営ギャンブルがそうとは限らないという前提ではありますが、報告書には、10万円以上賭ける利用者は全体の1割ですが、これらの利用者による賭け額は、全体の約7割を占めると書かれています。少数の利用者が多くの割合の賭け額をつぎ込んでいるということになります。この少数の利用者が依存症と診断されるかどうかわかりませんが、こういった事実があり、大多数の人は適切にギャンブルをやっているのではないかと推察されます。また、そもそもオンラインカジノは違法だとわかつても、やってしまうという依存症の人のデータも含まれています。公営ギャンブルについても、私は滋賀県の調査研究を行っているのでそのような視点での発言になってしまいますが、依存度に応じてリスクの程度は変わると思います。アルコール依存症でいうと、断酒しなければならない人もいれば、摂取量をコントロールすることで回復できる人もいます。依存症といつても症状の程度には濃淡がありますので、そういったことを考慮して、対策に色合いをつけていくことが大事かなと思います。

また、先ほどの警察庁の報告書では、年齢が若い人は好奇心とか暇つぶしでやっていて、働き盛りの世代はストレス発散でやっていると書かれています。そうであれば、楽しむことよりも他の要素で依存症になっているところがあるとしたら、自殺対策と同様に、このようなギャンブルにのめりこまるを得ない背景があることも加味しながら、借金問題や家族問題といった依存症だけではない部分も取り扱えるようになればよいかと思います。

また、今、行われている対策は自主的に制限していこうという方向性で、家族や本人がやめようと思っている方々には非常に素晴らしいアプローチをされていると思いますが、依存症である人はそこまでのコントロールができません。ギャンブルをやめるべき依存症レベルの人に対し、オンラインのデータなどを使って客観的なデータに基づいて、根拠を持ってハイリスクの要因を分析した上で、リスクの高い人として「あなたはリスクが高いですよ」と警告メッセージを事業者から積極的に送れないかと、そこまで踏み込んでいけるようになれば大分違うと思います。そのようなメッセージも出しますよということをオンラインアプリの使用条件に入れ込んで、またそういうこともできるアプリを作っていただけると、いろいろとメッセージを出しやすいのではないかと思います。

最後に、データ分析を行う中で皆さんにおっしゃっていたのは、インターネット投票データの利用に個人情報の観点も含めて整理が必要だと、その通りだとは思うのですが、では、どうすれば整理が進むのか、法的な規制に対応していくのか、これは国の方にも検討・対処をお願いし

たいです。警察庁の報告書でも、得られたデータを深めていけば、さらにいろいろなことが分かってくると思います。広く国の方針として取り組めるように皆さん方も協力していただき、クローズであればそれはそれでよいと思いますので、法的な整理を含めたデータ分析、できるところから工夫いただきたいです。

○松下会長 ありがとうございました。オンラインの方で増田委員から挙手をいただいております。増田委員お願いします。

○増田委員 増田でございます。各業界の方々の非常に熱心な取組を知ることができました。質問と若干の意見なのですが、まずクレジットカードの利用条件の設定について各団体でいろいろ進み方も違ったり、それから内容も異なっているようなのですが、それに関して、できましたら比較対照表みたいなものを作っていたら、「いつまでにこうすることをしたい」とかということが分かるようにしていただくと、すごく私たちも理解が進むかなと思います。

それと、先ほど池田委員からもご発言ありましたけれども、1つの競技だけではなく、人によっては様々な競技に参加している方もいらっしゃるのではないかと。そうしますと、決済額の上限を競技ごとに決めたとしても、総額がどうなのかという問題が出てくるかと思います。それがシステム上、全体の総額、つまりギャンブルに使ったお金の総額の把握ができるのかという点も、どうしたらできるのかご検討いただきたいなと思います。どこがやるのか、お金がかかるとか、いろいろあるかとは思いますが、横断的な形でやっていかないと、このクレジットカードの上限の問題というのは、解決できないのではないかと思います。

最後に、競輪、オートレースの職員の方向けの研修を180名に実施したとご報告がありました。180人というのは、受講率がどのくらいなのかがよく分からぬのですが、できれば全職員の方にオンラインなども含めてやっていただければいいなと思いましたので、その辺の受講率も教えていただければと思います。

○松下会長 はい、ではお願いします。

○太田参考人 全国競輪施行者協議会の太田です。ご質問ありがとうございます。研修会の受講率ということですが、現在数字を持ち合わせておりませんが、全国に競輪施行者が43いて、それぞれ職員を抱えています。また、その競輪場にはそれぞれ従業員や委託業者がいますので、どこを分母にするのかは非常に難しいというのが正直なところです。ですので、一定の線を引くのであれば、全国の施行者の職員数の中で何人が受けたのかということは、後日報告できるかと思います。あとは人数的なことで言えば、受講率ではなくて民間事業者が何人受けたのか、その辺の数字を後日お答えさせていただくことでご了承いただけないでしょうか。

○増田委員 承知しました。お手数をかけます。

○秋谷参考人 全国小型自動車競争施行者協議会の秋谷です。職員の受講率ということですと、なかなか難しいのですが、ただオートレースは5施行者しかございませんので、各施行者から代表して何名か出てきていただいているような状況です。

○増田委員 ありがとうございました。

○松下会長 ありがとうございました。岡崎委員お願いします。

○岡崎委員 日本福祉教育専門学校で精神保健福祉の教員として携わっております岡崎と申します。今回、業界の方々に報告いただき取組を知ることができました。どうもありがとうございました。

特に印象付けられたのが、セルフチェックをする方の人数が多いということです。それだけ気になっている方もいらっしゃるのだなと思います。ただ先ほど、辻本委員がおっしゃいましたように、多くの方はそこまでいかないというのは事実だと思うのですが、その中には依存症の領域に入ってしまっているような方たちもいらっしゃるのだと思います。そのセルフチェックから外部の相談機関に足を向けると言いますか、たどり着くまでというのがもう1つ大きな難関になるかなと思いますし、そのたどり着いたところで先ほど辻本委員がおっしゃいましたように、その方の状態についてよくお聞きして、どういうところがふさわしいか、どのように考えていったらいののかということを、個人のアセスメントをしていくというところがすごく大事になるかと思います。

もちろん相談先には先ほども出ておりましたけれども、臨床心理士の方が相談にあたっているということもあって、もちろん心理的な面も非常に大事ですが、もう1つは私どもの資格の業界の少し宣伝になってしまいますが、精神保健福祉士という資格がありまして、生活の支援ですとか、それから社会資源というものをどこにつなげたらよいのかというようなことについて、専門的に勉強している国家資格ですので、是非精神保健福祉士も有効に活用していただきたいなと思います。委員の中にも私と大嶋委員が精神保健福祉士として参加しておりますので、ご活用いただきたいなという宣伝になってしまいますが、よろしくお願いしたいと思います。

○松下会長 ありがとうございました。浜田委員お願いします。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田です。各事業者の皆様におかれましては詳細な取組状況をご説明いただき誠にありがとうございます。

今回ポイント制度の部会にも出席させていただきまして、関係の皆様方が真剣に取り組んでいらっしゃる姿勢も伺いました。私も同部会でも申し上げておりましたけれども、やはり先ほどから何度も意見が出ている、射幸心を煽らない制度設計を講じるというのが非常に重要であって、

生活に必要なお金を賭けるものでなく、趣味嗜好のものですので、余裕のあるお金で楽しむということが大前提で、借金をしてまでギャンブルをすることはありえないと考えております。そういう意味でも、クレジットカード等後払い決済の見直しの検討については、早く検討を進めていく必要があるかと思いますが、システムも各協議会においてはまちまちであるかと思います。先ほど増田委員のお話もありましたが、業界ごとの取組を明確にしていただいて、横断的に今どのくらいの進捗状況なのかというところをお示しいただいて、私たちにも分かるようにしていただければ、ありがとうございます。

そしてやはりギャンブルののめり込みを防ぐためにも、熱くなりすぎたら相談できる窓口を明確にすること、各公営競技の団体の皆様も制度設計をしていただいておりますが、例えば、オートレース・競輪で、場外・場内に相談窓口を設けられて、のめり込みが疑われる方や、家族からの相談に対応できる体制を整えていらっしゃいます。そこで、ご質ですが、実際の相談における具体的な傾向や相談状況をどのようにシェアされているのかということにつきまして教えていただければ幸いです。

○太田参考人 全国競輪施行者協議会の太田です。ご質問ありがとうございます。リアルな現場での窓口相談ということで、相談窓口にいらっしゃる方につきましては、なかなか自分から行くということはないのですが、今年度に入りましても各場では、心配だなという本人が相談に来て、最終的には、入場制限の制度を活用したとか、専用場外と言いましてサテライトでも売っておりますので、そちらでも申請があったというような状況です。また場内警備におきましても、ちょっとやりすぎだなということであれば、施行者側ではある程度把握できていますので、頻繁に来場しているとか、そういった心配な時には警備員や施行者の職員が声掛けをさせていただくというような対応も取っています。必要に応じて相談窓口へ案内するというような方法を取っており、複合的に対応しているところです。

○秋谷参考人 オートレースでは、まず本場・場外での相談は、昨年度はありませんでした。ただ、その前の年に1件あったと報告を受けております。2019年度からの数字を見てみると、多くても1件ということですので、まだまだ認知されていないのかなという状況だと思います。

○浜田委員 ありがとうございます。やはり場内で相談に行くことは相当勇気のいることであろうかと思います。今お話を伺っている限りではインターネットの方がやはり相談しやすいっていうところもあると思います。それらを踏まえまして、せっかく相談体制の整備をしていただいて場内に相談窓口を設けてくださっているので、今でも十分取り組んでいらっしゃることと存じ上げておりますけれども、より踏み込んで、その周知も行っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○松下会長 はい、ありがとうございました。今日ご発言のない委員の方で、お願ひできればと思いますが、ユウ委員は何かご質問あるいはご意見などいかがでしょうか。

○ユウ委員 私からは、手軽にスマートフォンとかを扱う今の世の中で、インターネットからオンラインカジノを検索すると、前よりその広告は減りました。また、日本で利用した場合は違法ですという注意喚起のサイトも出てきます。一方で、まだまだオンラインカジノのおすすめランキングとか、「厳選 25 選」というようにその中から選べるようなサイトがまだ出てきます。そういうところも徹底的に取締りをしてもらいたいというのが私の意見です。

○松下会長 ありがとうございました。では浜田委員お願ひします。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田です。今、ユウ委員からもお話がありました、そして先ほど池田委員からもお話がありました関連で、このギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更についての今後の取組の若年者対策の強化についてです。医療相談現場において「若い方からの相談が増加している」との指摘があるということが書いてありますが、このところオンラインカジノで賭博をしたとして、中高生ら未成年が摘発される事件が相次いでいることが問題になっています。

これらの経緯を見ていると、ゲーム感覚で始めてその後抜け出せなくなったといった、悪いことをしているという意識が非常に薄いということが考えられますが、賭け金を求めて別の犯罪に及ぶというケースも出てきていて、深刻な状況だと思います。これらを未然に防ぐ、事件を防止するためにも情報リテラシー向上に向けての啓発活動や、また、未成年者向けの、閲覧サイトへの閲覧制限、悪質サイトへの閲覧制限などをどうするか、また未成年者に向けたオンラインカジノの対策が急務になってくるかと思います。先ほどの池田委員の話にもありましたように、その手軽さということについて、未成年者がオンラインカジノに手を出したきっかけが、スマホのゲームアプリであったり、オンラインゲームの延長にオンラインカジノがあるということが、現状見られていますので、その手軽さということがやはり問題であると思います。手軽にアクセスできない仕組みをもう少ししっかりと考えて対策をしていくことが重要であるということ、その辺りも真剣に、議論していく必要があるのではないかと考えております。

○松下会長 辻本委員お願ひします。

○辻本委員 今聞いていて思ったのですが、皆さん事業者でうまくいった、自己コントロールできるようになった好事例というか、家族がうまく立ち直れたとか、資料を見ていてもギャンブル依存から回復された人が一定数おられると思います。いわゆる薬物依存やアルコール依存より、うまく対応したら、そもそも借金の問題による家庭崩壊などの大きな問題はありますが、医学的に考えたら脳ダメージは圧倒的ではないのではと…対処法によっては健康度が高く保持されてい

る、回復していけると思います。ですので、皆さんのおでうまくいったことやこうなってよかったですよということがあつたら、本人ももう少し相談しやすくなるというか、立ち直れるような例も数多く出てくるかと思います、そういう事例をまた聞かせていただけたとありがたいです。

○松下会長 ありがとうございました。今日は、各事業者の方々から、ご発表いただきましたが、もし何か追加等ございましたら、ここでご発言いただければと思います。ご発表いただいた順番から言いますと、小早川参考人、川津委員、山口委員、いかがでしょうか。何か補足がございましたらご発表いただければと思います。なければ別に無理にとは申しません。よろしいでしょうか。

それでは、本日は事業者の皆様から、ギャンブル等依存症対策の検討・取組状況について、ご説明をいただきました。まず、ポイント制度については、公営競技事業者が連携をして、外部の有識者を含めた検討会を設けて真摯に取り組んでいただいているものと考えています。また、ぱちんこについては、外部有識者の活用や借金をしてまで遊技をしていただかない旨の後払い決済についての見解もお示しいただきました。公営競技については引き続き、インターネット投票データの分析活用やクレジットカード等後払い決済の見直しなどについても、検討を深めていただく必要があるかと思いますが、その際にはこうした外部の有識者も参加した検討会の場を活用することも有益だと考えます。本会議におきましても、引き続き取組のフォローアップをしてまいりたいと考えております。

それではこの質疑に関してはここで終わりにしたいと思います。参考人の方々は、ここでご退出いただいて結構です。今日はどうもありがとうございました。

それでは、再開したいと思います。予定の時刻まで 10 分程度ございますので、最後に、各委員からギャンブル等依存症対策について、自由にご発言をいただければと思います。今日の内容に関わらず、質問・意見がある方は、挙手をお願いします。黒沢委員お願いします。

○黒沢委員 目白大学心理学部の黒沢です。公認心理師、臨床心理士の養成とともに青少年や教育領域における心理支援に携わっております。各競技協会からの取組のご報告などを聞かせていただいて、様々なことが理解できました。私も青少年の立場からということで、むしろここまで議論の内容に重ねての発言となります。よろしくお願いします。全国の少年鑑別所では法務少年支援センターという一般の方々が相談できる場所が併設されています。私もその業務に若干関わっております。そこには、犯罪未満の青少年の色々な問題について、本人、家族、関係者がご相談に見えます。そのなかで、やはりオンラインの遊びでの課金がエスカレートして、クレジットカード決済で親や他人名義のカードを利用したという相談が目につきます。必ずしもオンラインのギャンブルとは限らず、オンライン・ゲームの場合もあります。けれども、オンラインカジノやオンラインギャンブルに容易に移行していけるのです。先ほど若年層の場合は好奇心や暇つぶしという調査報告に言及されました。好奇心というよりは、むしろ親子関係の問題や、それ以外の学校や勉強、仲間関係など様々なストレスが関わっています。自由になるお金もない

し、親も困らせてやりたいしという理由で、親のクレジットカードを用いてしまうケースにも多く出会っております。ですから、先ほど池田委員からもお話がありましたけれども、決済手段に関するても、もう少ししっかりとした対策を考えていただくことが重要だと思います。また、若者はセルフチェックのようなツールは意外と面白おかしくやったりしますので、予防啓発を兼ねたチェックツールなどを開発していただき、SNS などにアクセスする機会にどんどん触れられるようにしていただけたとありがたいと思います。先ほど委員の方からも、大変に若い方々が実はオンラインカジノに手を出しているというご発表がありましたとおり、私たちは大変深刻に受け止めております。もうすでにご家族を持っている方の生活破綻も大変な問題ですが、前途ある若い方々の今後の人生に重大な影響があることも、見過ごしてはならない喫緊の課題です。若年者の場合、親が外部に相談せずになんとか家庭の中で解決しようとしてしまうことも少なくありません。そういうことも含めて、若年層の方々に対する対策の取組強化も、より真剣にやっていくこともお願いしたいと思っております。

○松下会長 ありがとうございました。それでは長谷川委員お願いします。

○長谷川委員 愛知県保健医療局長の長谷川です。今年度、依存症対策として新たに実施することを決定したものをご説明させていただこうと思います。

本県としましては依存症対策ということで、やはり医師の方の養成も必要であると考えまして、県内の医療系大学の唯一の依存症専門医療機関であります藤田医科大学に寄付講座を設置しまして、多様な依存症に対応できる医師を養成するための講座を本年 10 月から開始しました。まだ来年度の予算については現在、調整を進めているところでありますので、次年度のことをお話しすることはできませんが、今年度に統一して藤田医科大学に対応してもらえると大変ありがたいと考え、検討しているところです。本日は以上でございます。

○松下会長 まだご発言いただいてない委員で、石元委員はいかがでしょうか。

○石元委員 熊本市の石元です。本日は、各事業者の皆様からご丁寧なご説明をいただきまして誠にありがとうございます。私ども、自治体という立場でございますので、本日いろいろとお話を伺いましたことについて、やはり、広く周知啓発を行うことですか、相談機関を持っておりますので、いかに地元の身近な相談機関につないでいくかというような連携も、しっかりと考えていかなければならぬなと思ったところです。

また、本日、先ほど他の委員からも、ご発言がありましたように、各事業者のそれぞれの取組がございますので、それを一覧にと言いますか、その中身が一覧で見えるというのは、こちらも大変ありがたいなと思います。

また、先ほどもご発言がありました、若年層への対策につきましても、教育委員会などとも連携をしながら、学校教育における、これは依存症対策だけではないですが、オンラインがどうし

ても子供たちに身近ですから、SNS というところからの対策も行っておりますので、簡単にギャンブルに手が届くというところまで教育を行う必要があるのではないかと感じたところです。今後いろいろなお話を伺いまして、自治体の政策にもつなげていきたいと思っております。ありがとうございました。

○松下会長 ありがとうございました。大嶋委員何かコメントなどございましたらお願ひします。

○大嶋委員 NPO 法人リカバリーの大嶋と申します。各事業者の取組を伺い、進んでいるところとそれからまだ検討中のところというのが分かったので、それが一覧化されるとより進み具合がはっきり分かるのかなと思いました。

1点、先ほどモーターボート協会から説明がありました、独自の取組として依存症予防回復支援センターの発表がありました。こういった団体がやっている相談事業とそれから公的な、いわゆる行政がやっているものと、それから精神保健福祉センターがやっている取組とが、どのようにうまく繋がっていけるのかということを、各都道府県でそれぞれ依存症対策協議会が行われておりますが、おそらくその中にはこういった民間団体の支援センターは入っていないと思いますが、逆にその連携会議に出てる各団体は皆さんの活動を知っているのかというようなところがあって、それらがどのように互いに理解を深めていけるのかなというところも非常に重要なところかと思いました。

また、アプリが非常に簡単にダウンロードできます。20歳未満は利用できないと繰り返し言われていますが、一方、年齢をチェックするようなシステムには最初からしていないというところが非常に不思議だと思っています。欧米では最初に身分証明書を提示したりとか、入る時に20歳以上であるかということを客観的に判定するものがありますが、そういうフィルターが全くかかっていないところがあり、今後国の政策としてもどのように青少年の問題とも絡めていくのかという、国の基本的な考え方も問われていくところかと思います。

○松下会長 ありがとうございました。では川津委員お願ひします。

○川津委員 大嶋委員、ありがとうございます。先ほど、相談をどこにつないでいるのかという話がありましたが、私どもの予防回復支援センターでは主な案内先としまして、全体の相談のうち12%が医療機関、8%が自助グループ、そして行政機関にもつないでおりこれが大体7%という状況です。専門のカウンセラーが一人一人の意見を尊重しながら、必要なつなぎ先を探した上で対応している状況です。まだまだ予防回復支援センターの知名度が低く、行政機関によっては断られてしまう場合等もありますので、認知度を高めていき、国全体でお困りの方をサポートしていくことが重要かと思いますので、ますますしっかり活動してまいりたいと考えております。以上でございます。

○松下会長 ありがとうございました。まだあるかと思いますが、予定の時刻になりましたので、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。本日の議録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上できるだけ速やかに公表したいと考えております。次回の会議の日程などは後日改めて事務局から案内いただきたいと思います。それでは以上で、第18回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上